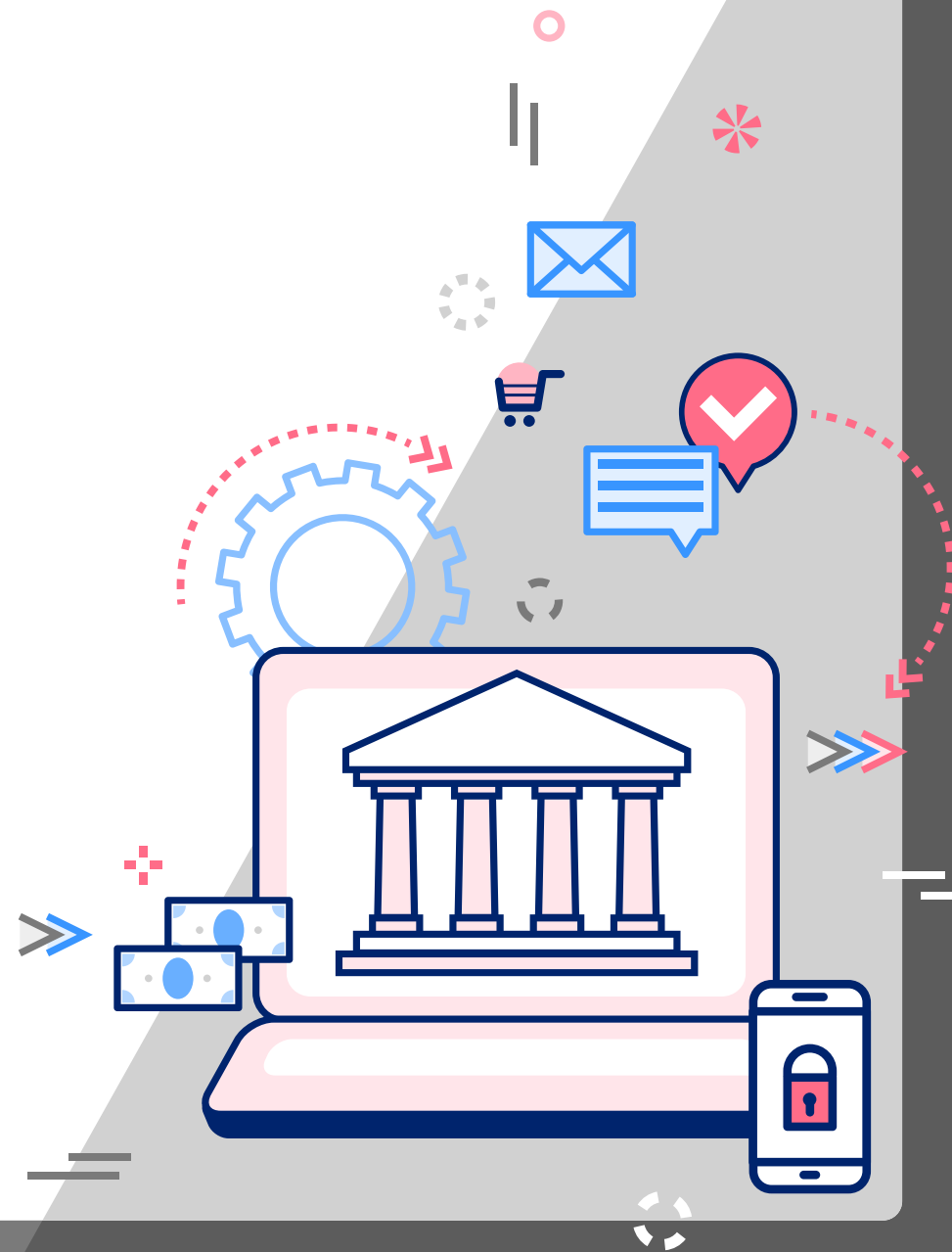




口座自動振替 商品概要



1. サービス概要

貴社の振替指示に基づきエンドユーザー様の口座から資金の引き落としを行い、貴社指定口座へお振り込みします。ご利用には、当社の接続・仕様要件に沿った事前の準備、運用をお願いしております。



接続・仕様要件

| | | |
|--------------|----------------------|--|
| Point | 専用回線 | 全銀TCP/IPの電文によるAnserDATAPORT経由、もしくは広域IP網経由でのデータ送付接続が必要です。その他方式での接続はできません。 |
| Point | 専用ソフト | ファームバンキングなどのソフトウェアが必要です。ソフトウェアの指定はありません。ソフトウェア自体に関する仕様の回答は当社ではできかねます。 |
| Point | 請求／振替結果データ | 全銀協制定「預金口座振替（依頼明細）」のレコードフォーマットに準拠したデータの作成・取り込みができる環境が必要です。 |
| | 口座振替契約 (紙面またはWeb) | 口座引き落としの実行にあたって、事前に当社・貴社・エンドユーザー様による三者間契約が必要です。 |
| | 当社以外の口座引き落とし | 口座引き落としは、PayPay銀行口座からの振り替えのみ可能です。他行口座から資金引き落としを行うことはできません。 |

請求データの送付・結果取得について

| | |
|----------------|---|
| 請求データ 送付期限 | 振替指定日の2営業日前14時までに送付をお願いします。 |
| 結果データ 取得可能日 | 振替指定日の翌営業日12時から結果データの取得が可能です。 |
| 引落金額の 振り込み | 振替指定日の翌営業日に貴社指定口座へお振り込みします。他行口座への振込指定も可能です。 |

2. 紙面での口座振替契約について

口座引き落としの実行にあたって、事前に当社・貴社・エンドユーザー様による三者間契約が必要になります。当社では印鑑を使用するお手続きを廃止しておりますので、印影のご提出は不要です。

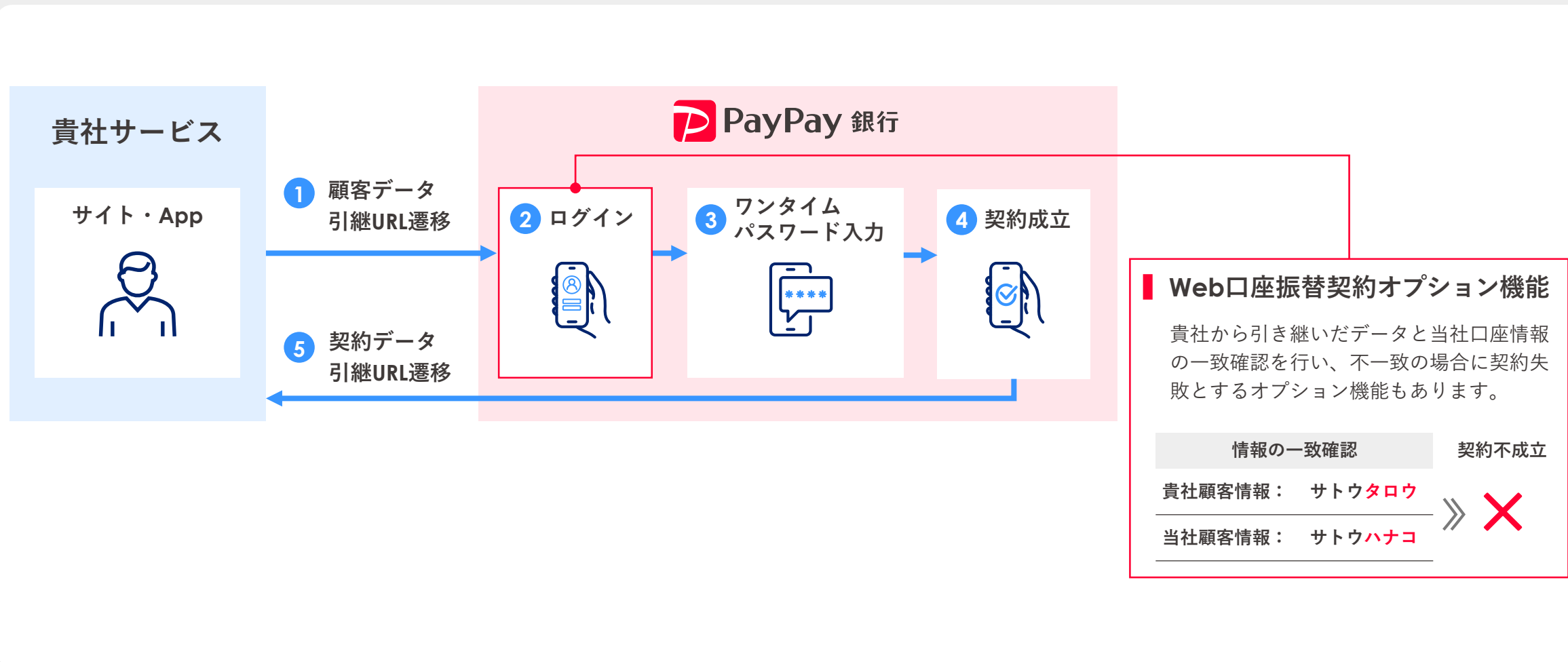


運用上の留意点

| | | |
|----------------|------------------|--|
| Point 1 | 口座振替契約依頼書のフォーマット | 当社指定の口座振替契約依頼書のフォーマットはございません。貴社のフォーマットをご利用いただけます。 |
| Point 2 | 契約不成立となるケース | 口座振替契約依頼書の到着後、意思確認のためエンドユーザー様にメールとワンタイムパスワードによる認証依頼を行っています。2週間以内に認証をいただけない場合、契約不成立となります。 |
| Point 3 | 口座振替契約の完了通知 | 口座振替契約の完了を郵送にて通知することが可能です。郵送先は1ヶ所のみご指定いただけます。完了通知まで1ヶ月程度かかる場合があります。 |

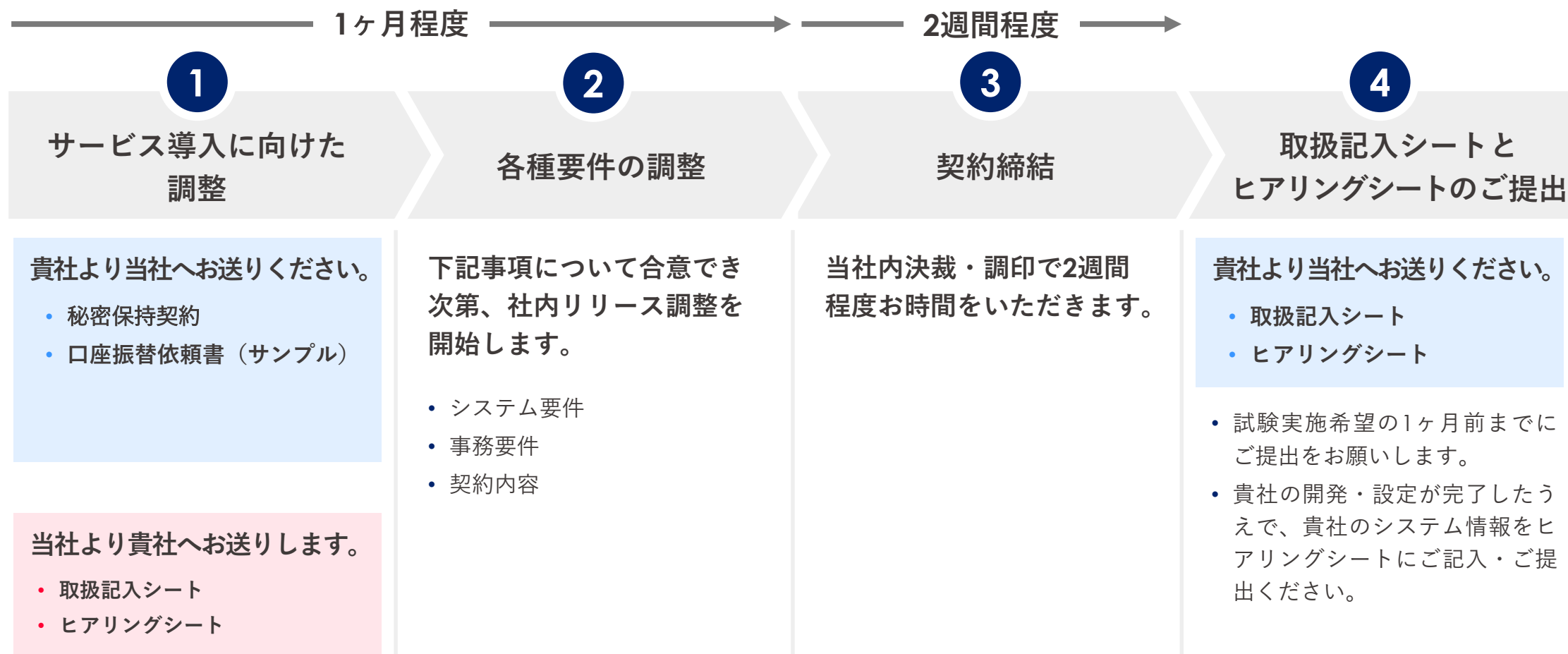
3. Webでの口座振替契約について

Webによる口座振替契約が行えるサービスを別途用意しております。



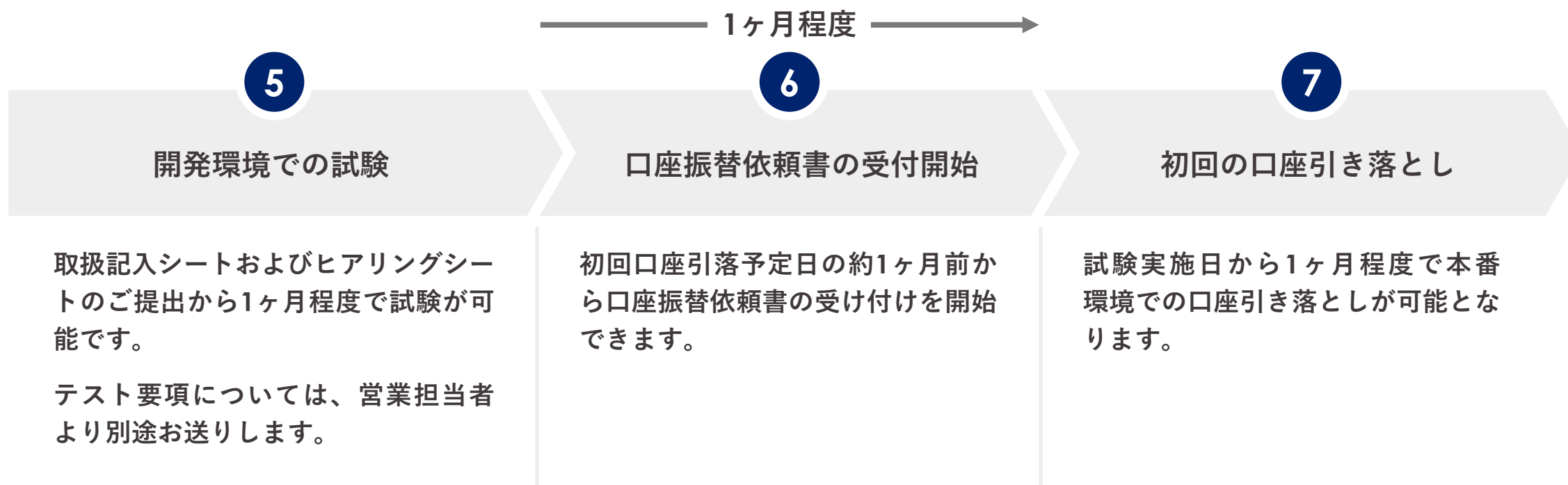
4. 導入までのスケジュール (1/2)

貴社の開発完了後、リリースまでの目安は約3ヶ月です。



5. 導入までのスケジュール (2/2)

貴社の開発完了後、リリースまでの目安は約3ヶ月です。



ご留意事項

- 過度な短縮スケジュールはお受けできません。
- スケジュールの遵守をお願いするものではありません。貴社にあわせてリリース日程の調整が可能です。

6. 当社からのご提案・ご案内にかかる確認事項

- 当社では、企業様と提携をさせていただくにあたり、下記基準による審査のうえサービスを提供しております。貴社が下記に該当するような、法令や公序良俗に反する商品・役務の提供を事業とされていることを当社にて認めた際には、当社の判断で提携の全部または一部、または口座を解約させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 資金移動業者様、暗号通貨交換業者様、海外送金事業者様との提携にあたってはAML/CFT体制確認のためのヒアリングシートの提出をお願いしております。

- (1) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害、または侵害する恐れのあるもの。
- (2) 当社のサービス運営を妨害するもの、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害するもの、当社または第三者に不利益を与えるもの。
- (3) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により当社または第三者の個人情報を収集するもの。
- (4) 法律、政令、省令、条例、条約、業界規制等に違反するもの。
- (5) 反社会的あるいは反道徳的な行為を目的とするもの。
- (6) 以下に掲げる類の公序良俗に反する表現・内容を含むもの。
 1. 犯罪を肯定・美化する表現・内容
 2. 性に関する表現で、青少年の保護育成に反するとと思われる表現・内容
 3. 醜悪・残酷な表現で、消費者に不快感を与える恐れのある表現・内容
 4. 不良商法・詐欺的とみなされる表現・内容
 5. 非科学的・迷信に類するもので、消費者を惑わせたり不安を与える表現・内容
 6. 誹謗中傷・人権侵害になる表現・内容
 7. その他、当社が公序良俗に反すると判断する表現・内容